

京都市介護保険規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月27日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 96 号

京都市介護保険規則の一部を改正する規則

京都市介護保険規則の一部を次のように改正する。

第32条第2号ア中「若しくはハ」を「, ハ若しくはニ」に、「第2号若しくは」を「第2号又は」に改め、「又は令附則第16条第1項若しくは第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する者」を削り、同条第3号ア中「若しくはハ」を「, ハ若しくはニ」に、「第2号若しくは」を「第2号又は」に改め、「又は令附則第16条第1項若しくは第2項に規定する者」を削り、同条第4号ア中「第39条第1項第3号」を「第39条第1項第2号又は第3号」に改め、「又は令附則第16条第1項若しくは第2項に規定する者」を削る。

第33条第1項第1号ア中「若しくはハ又は第2号」を「, ハ又はニ」に、「18, 940円」を「17, 510円」に改め、同号イ中「第39条第1項第3号」を「第39条第1項第2号」に、「35, 260円」を「34, 290円」に改め、同号ウ中「附則第16条第1項又は第2項に規定する」を「第39条第1項第3号に掲げる」に、「30, 690円」を「39, 398円」に改め、同項第2号ア中「若しくはハ又は第2号」を「, ハ又はニ」に、「5, 230円」を「2, 188円」に改め、同号イ中「第39条第1項第3号」を「第39条第1項第2号」に、「21, 550円」を「18, 969円」に改め、同号ウ中「附則第16条第1項又は第2項に規定する」を「第39条第1項第3号に掲げる」に、「16, 980円」を「24, 077円」に改め、同項第3号ア中「第39条第1項第3号」を「第39条第1項第2号」に、「16, 320円」を「13, 132円」に改め、同号イ中「附則第16条第1項又は第2項に規定する」を「第39条第1項第3号に掲げる」に、「11, 750円」を「18, 240円」に改める。

附則に次の1項を加える。

(条例附則第7項に規定する別に定める日)

5 条例附則第7項に規定する別に定める日は、平成29年3月31日とする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(保健福祉局長寿社会部介護保険課)